

養子縁組に関する相談・支援の法定化 【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

- 平成25年度の1年間で、相談・支援の結果、養子縁組が成立した児童相談所は約6割にとどまっている。
- 児童相談所ごとの取組状況のばらつきを解消し、均てん化を図る必要がある。
- また、養子縁組成立後の養育状況の確認など、個々の状況に応じた継続的な支援も重要。

《補足》

- 平成26年度厚生労働科学研究(注)のアンケート調査によると、回答のあった197ヶ所(全207ヶ所)の児童相談所のうち、平成25年度の養子縁組成立件数が0件であった児童相談所が83ヶ所(42.1%)。
- 最も成立件数の多かった児童相談所では16件。

(注)「国内外における養子縁組の現状と子どものウエルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究」研究代表者:林浩康教授(日本女子大学)

改正法による対応

- 養子縁組里親に関する相談・支援を都道府県(児童相談所)業務に位置付け。
 - ➡ 児童相談所運営指針等を見直し、具体的な相談・支援の在り方(※)を明記。
 - ※ 実親の意向確認、養親希望者の適格性判断、出自に関する情報の保管・提供 など
- 併せて、特別養子縁組制度の利用促進の在り方(※)について速やかに検討。
 - ※ 主な検討課題は、以下のとおり。
 - ・原則6歳未満とされている対象年齢
 - ・児童相談所長への特別養子縁組に係る手続の申立権
 - ・特別養子縁組の成立要件(実父母による同意の要件など)
 - ・特別養子縁組成立後の子どもの出自を知る権利
 - ・特別養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援